

小樽市子ども・子育て支援事業計画 (素案)の概要

■計画策定の目的

平成27年4月実施予定の「子ども・子育て支援新制度」において、市町村が具体的な事業の推進を図るため、あらかじめ「子ども・子育て支援事業計画（計画期間:平成27～31年度）」を定めることになっており、地域の実情に応じた子育て支援施策を推進するための計画を策定するものです。

■「子ども・子育て支援新制度」について

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（(1)子ども・子育て支援法、(2)認定こども園法の一部改正法、(3)児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）に基づく子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指し、平成27年4月より制度実施の予定です。

本市においては、平成25年11月に市民の皆さんの御協力を得て「子ども・子育て支援アンケート調査」を実施し、この計画づくりに向けて、「小樽市子ども・子育て会議」で御意見をお聴きしながら、これまで取り組みを進めてきました。

■計画の主な記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み
教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容と実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進方策
- 5 その他